

社会福祉法人むつみ福社会

令和5年度 事業計画

令和5年4月1日

令和5年3月17日 第199回理事会承認

令和5年3月27日 第119回評議員会承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

(1) 支援のあり方

- ① どんな重度障害者も自立をめざす。
- ② どんな重度障害者にも成長を促す。
- ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政運営をめざす。
- ③ 地域における施設・事業に対する理解をさらに深める。
- ④ 職員の支援力向上を図る。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
 - (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
 - (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
 - (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
 - (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
 - (6) 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」
 - (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
 - (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
 - (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」
- *(7)～(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 既存事業所の安定した事業運営の推進・充実

当法人が運営する事業所を利用される利用者やご家族からの期待に応えられる事業運営を目指す。

特に、安定的な収益の確保と支援機能の強化の均衡を図るとともに、包括的で一体的な支援を図るべく、法人内事業所間の連携強化を進める。

また、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの推進など、社会福祉法人が果たさなければならない使命を全うする。

(2) 公益を目的とする事業の取り組みについて

公益を目的とする事業として、介護員養成研修事業、日常生活用具給付等取扱事業を行う。

介護員養成研修事業は、なごみサポートセンターへの登録を条件に、他の養成機関の受講料よりも比較的安価な受講料を設定し開講する。

日常生活用具給付等取扱事業は、ティンクルなごやの長期利用者の日常生活用具(紙おむつ等)の取扱い事業を継続する。

(3) 人材育成・確保・定着

各事業所の支援内容に応じた知識や技術の向上を目的とした研修参加や自己研鑽ができるよう環境を作る。

次代を担う優秀な人材確保に向け、職員による福祉・看護系学生に向けた講座ガイダンスの実施や、即戦力人材の確保に向け、ホームページ等を活用した情報発信を行う。また定着に向けて、風通しの良い職場風土の醸成など働きやすい職場環境の整備に引き続き務める。

(4) 地域における公益的取り組みの推進

新型コロナウイルスの影響で自粛を余儀なくされていた取り組みについて、各事業所の状況判断を尊重しつつ、利用者と参加者の安心安全を守る対策を講じた上で少しずつ取り組める環境作りを目指す。

コロナ禍以前の取り組みの再開だけではなく、コロナ禍に創意工夫して実施した取り組みの継続も視野に入れた活動推進を目指す。

(5) 新規整備事業の推進

法人の基幹事業であるむつみグリーンハウスの再編計画を優先し、以前より目標としているグループホーム事業開設と併せて計画的に準備を進める。

むつみグリーンハウスの再編計画では、生活介護事業の定員を既存利用者の利用環境に影響しないように減少させたうえで、新規事業として主に重症心身障害児を対象にした放課後等デイサービス事業の令和6年度開設を目指す。

グループホームの事業開設は、令和6年中の開設を目指し検討を進める。

(6) 法人全体の安定経営の推進

すべての事業で予算を意識した収支管理を徹底し、業務の効率化や支出の見直しなどを通じ法人全体の一層の経営安定化に取り組む。

(7) 委託事業、指定管理業務の次期公募への検討

令和5年度で中区障害者基幹相談支援センター及び精神障害者地域活動支援事業の受託期間が満了となることから、令和6年度以降の受託に向けた準備を行う。また、名古屋市重症心身障害児者施設の指定管理の受託期間が令和6年度で満了となるため、次期公募への対応を検討する。

(8) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の実施
令和4年度に定めた令和6年度まで一般事業主行動計画を実施する。

(9) 障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の推進
令和4年度に引き続き虐待防止委員会を運営し、障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の取り組みを継続する。

(10) 業務継続計画(BCP)の作成

厚生労働省発信の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」で示された感染症や災害への対応力強化に向けて、実効性のある感染症対策や柔軟で効率的な業務継続計画(BCP)を令和5年度中に作成する。

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

<全体の方針>

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよう、作業や取り組みなど充実した支援を行う。

1 作業型

作業を中心に日中活動を送る中、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自己決定したことを自らの責任で実現できるように支援する。

さらに、その過程においては、成功の喜びを味わうだけでなく、満足できなかったことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことができるよう支援する。

(1) 作業支援

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりを行う。
- ② 製造・納品・福祉協力店事業などの作業を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する。
- ③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言・指導をもとに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後は身体ケア）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、外部講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れる。

- ① 日々の健康状態の確認や排泄、摂食等の支援を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図る。
- ③ 音楽療法士、創作活動の外来講師など専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ④ 嘱託医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフへのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージも取り入れながら身体機能の維持を図る。

3 生活介護事業全体

(1) 職員研修・人材育成

① 虐待防止に係る研修等

(1) OJT

・中区障害者基幹相談支援センター、あかもん、一歩と合同で研修会を2か月毎に実施する。(マネージメント研修)

(2) OFFJT (県や市、市社協などが主催する外部研修へ参加する。)

- ・権利擁護(障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度、合理的配慮)
- ・障害(身体、知的、精神)についての研修
- ・マネージメント研修
- ・チームアプローチ

② その他必要な研修への参加

- ・防災研修
- ・感染症対策研修

(2) 嘱託医との連携

① 月に1度、嘱託医による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮する。

② 感染症について、情報収集から感染症対策の相談を行い感染拡大防止に努める。

(3) 実習生の受け入れ

社会福祉士や介護福祉士、医療・教員等の資格取得を目指す実習について、感染症対策を講じながら、コロナ禍以前の利用者と直接関わり学べるプログラムに戻していけるよう段階的に見直しを行う。

(4) ネットワーク作り

① 中区障害者自立支援連絡協議会へ参加する。

② 市内の特別支援学校や養護学校との連携を図る。

③ 区内や重度障害者が通所する生活介護事業所と情報交換、情報共有を行う。

4. 利用人数見込数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期
作業型	424	414	450	428	378	424	2,518
日中活動型	386	409	414	401	419	400	2,429
合計	810	823	864	829	797	824	4,947
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期
作業型	429	424	428	423	407	457	2,568
日中活動型	405	396	396	395	368	420	2,380
合計	834	820	824	818	775	877	4,948

【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

＜全体の方針＞

名古屋市在住の障害児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、利用者の個性や意思決定を尊重し、安心・安全なサービス対応に努める。

1 事業の内容

(1) 障害福祉サービス

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 同行援護

(2) 地域生活支援事業

移動支援

2 事業の対象者

主たる対象者は定めない

3 通常の事業の実施地域

名古屋市全域

4 事業の実施時間

- ① サービス提供日： 通年（12月29日～1月3日を除く）
- ② サービス提供時間： 原則 24 時間

5 ネットワーク作り

- ① 中区障害者自立支援連絡協議会へ参加する。
- ② 利用者支援において、相談事業所や他事業所との連携を図る。

6 職員研修・人材育成

県や市、市社協などが主催する外部研修へ参加する。

- ・権利擁護（障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度、合理的配慮）
- ・同行援護従事者養成研修

7 人材確保

介護従事者養成事業（介護職員初任者研修）を実施する。開催時期や募集方法の見直しを行い、受講生を確保する。

【障害者相談センター 一歩】

＜全体の方針＞

利用者が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関等との連携を図りながら、利用者が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう支援する。

1 事業の内容

(1) 基本相談支援

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、生活に必要な情報の提供やサービス利用の調整などを行う。

(2) 計画相談支援及び一般相談支援

利用者の自立した生活を支えることができるサービス等利用計画の作成、適切なサービス利用や課題の解決に向けた継続サービス利用支援（以下、「モニタリング」という）を行う。

計画相談支援は、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害者基幹相談支援センター、保健センター、区役所等と連携し、利用者のニーズの実現を目指す。

モニタリングでは、立案したサービス利用計画を基に、新たに発生した課題や不安や悩みの解決はもちろん、より充実した生活が送れることを目標にした継続支援を行う。

一般相談支援では、まだ実績がないため、施設や病院での生活から地域生活に移行を希望する障害者の住居の確保、生活に関する相談を中心に必要な支援、支援に必要な情報収集などを行う。

2 契約者数

今年度の契約者数は下表の見込みである。最低でも契約者数維持に取り組み、既存の利用者への支援が滞らないことを念頭に置きながら新規利用者の獲得を目指す。

【障害種別内訳】

(単位：人)

	身体	知的	精神	発達	難病	児童	合計
令和5年度見込数	83	89	13	4	1	0	190(*)

(*)重複障害がある利用者75名を含む。

契約者実数は115名

【居住区内訳】

(単位：人)

中	昭和	瑞穂	千種	中川	中村	東	熱田	南	緑	守山	北	港
41	6	4	7	11	3	5	4	3	1	2	5	8
西	天白	名東	他市									
8	4	0	3									

【サービス利用別内訳】

(単位：人)

むつみ	なごみ	あかもん	ティンクル	法人外入所施設	法人外事業所	合計
52	3	1	21	6	32	115

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	13	5	4	6	10	5	8	3	4	4	9	10	81
計画案	5	4	6	10	5	8	3	4	4	9	10	11	79
モニタリング	28	19	33	23	23	24	30	18	33	25	18	21	295
合計	46	29	45	39	37	39	41	27	42	38	37	41	455

3 法人内事業所との連携

当事業所の利用者の半数以上が法人内事業所の利用者であることから、法人が経営する障害福祉サービス事業所との連携を図り、充実した生活環境づくりを支援する。

事業所間で情報共有がしやすい環境である強みを活かし、利用者ニーズの実現はもちろん、生活課題や問題の解決などにも速やかに対応ができるようにする。

4 職員研修・人材育成

- (1) 中区障害者基幹相談支援センター、あかもん、むつみグリーンハウスと合同で研修会を2か月毎に実施する。
- (2) 県や市など外部団体が主催する研修に積極的に参加する。
- (3) 養成研修参加の検討（医療的ケア児等コーディネーター、強度行動障害等）を行う。
- (4) 中区自立支援連絡協議会の相談支援部会に参加し、相談支援技術を高める。また、ネットワーク部会等他の部会にも参加しネットワークの拡大を図る。

【中区障害者基幹相談支援センター】

＜全体の方針＞

令和5年度は運営委託契約の最終年度となる。再公募に向けた準備を行いながら、引き続き名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

1 事業内容

（1）総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 専門機関紹介 等

（2）処遇困難な障害者（児）への相談支援

- ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなどの相談支援
- イ 計画相談支援

【障害種別】 令和5年4月予定

【居住区】

身体	知的	精神	難病	児童	合計
6名	3名	5名	0名	4名	17名

中区	合計
17名	17名

※ 重複障害者 1名

【計画作成見込数】 ※（ ）は児童の見込み数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	2 (1)	1	1	4	0	0	1	1	5 (4)	0	0	2	17 (5)
計画案	1	1	4	0	0	1	1	5 (4)	0		2	1	16 (4)
モニタリング	3	8 (4)	3	4	9 (4)	5	2	4	7	3	7 (4)	4	59 (12)
合計	6 (1)	10 (4)	8	8	9 (4)	6	4	10 (4)	12 (4)	3	9 (4)	7	92 (21)

(3) 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照）

ア 区自立支援運営協議会の運営

イ 区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

(4) 人材育成

ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言

イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行・地域定着支援

ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発

ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発

エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）

イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

(7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8) 障害支援区分認定調査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中区	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
他区	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	80
合計	26	26	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27	320

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	4	1	0	0	0	0	1	4	3	0	2	3	18
知的	0	3	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
精神	4	1	4	0	2	2	1	2	1	2	0	4	23
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	5	5	0	2	4	2	6	4	2	2	7	47

(11) 障害者サロン

- ア 令和4年度はコロナウイルス感染症の影響を受け1年間、よりみちサロン休止していたが、7月より2ヶ月に1回のペースで再開する。
- イ AIAI カフェの活動が引き続き活動停止のため、ふれんずの活動についても1年間活動を休止する。
- イ 「ボラネットなかまんなか」の会議やイベントへの参加・協力を行う。

(12) 区内・市内の各種会議への参加

各種会議への参加依頼があった場合には、必要に応じて会議に参加する。

(13) 講師派遣

講師派遣の依頼があった場合は、必要に応じて派遣を行う。

2 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者（児）とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者（児）とその家族への支援も行う。

3 職員研修・人材育成

- (1) あかもん、グリーンハウス、一歩との事業所合同で研修会を2か月毎（奇数月）に実施する。
- (2) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する。

4 職員ミーティング

月1回（第4水曜日）に基幹センタースタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」や他機関との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。

普及啓発活動を実施するにあたり、鶴舞こころのクリニックやピアサポーター（当事者）、保健センター等と定期的にピアサポート会議を開催しながら進める。

6 事業提携（スーパーバイズ契約）

（1）提携病院

鶴舞こころのクリニック（精神科・心療内科）

（2）提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士（ワーカー）等より精神障害についての専門的な助言、指導

ア 精神障害についての専門的な指導、助言

イ 精神障害についての研修の企画、運営補助

ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助

エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

7 事務所の移転

令和5年7月より事務所を移転し、基幹センターとあかもんが新しい事務所で活動できるよう進める

移転先 中区大須四丁目10番85号

↓

中区富士見町4-31 エクラン上前津

引越日 令和5年6月30日（金）、7月1日（土）

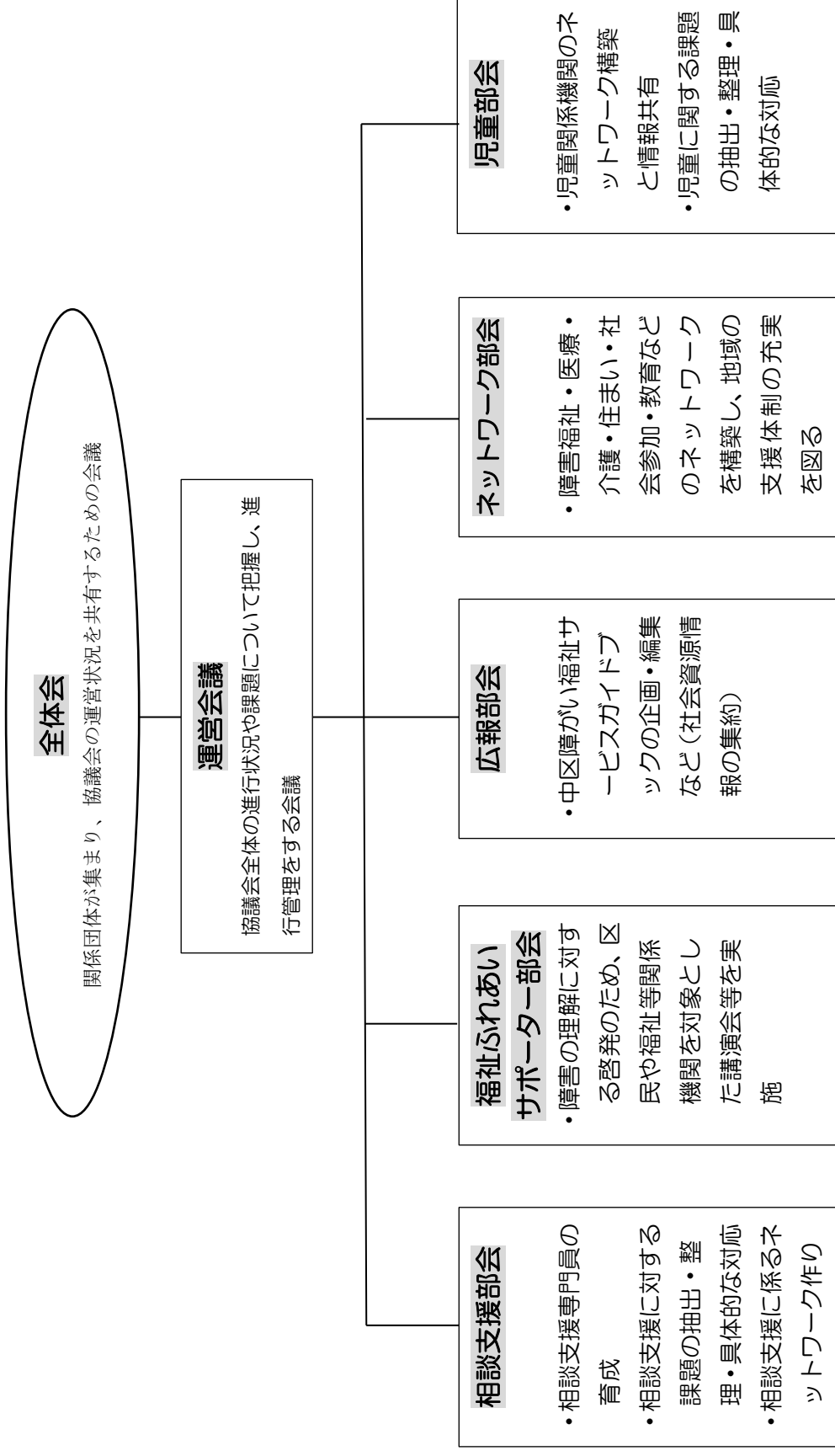
※事業開始は7月3日（月）

8 運営委託期間終了に伴う次期公募への対応

令和5年度が運営委託契約の最終年度であるため、次期運営委託（委託期間：令和6年度～10年度）の公募に向けた準備を行う。

中区障害者自立支援連絡協議会組織図

障害のある方が地域で安心して生活するために「人と人をつなぎ、地域課題を地域で共有し、解決に向けて地域で協働する場」です。障害福祉に関係する者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます



令和5年度 中区障害者自立支援連絡協議会 活動計画

計39回

【部会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
相談支援部会	8回/年 (第4火曜日午後)	区役所、保健C、中央療育C、社協、いきいきC、各特定相談事業所、	<ul style="list-style-type: none"> • 社会資源情報の共有 • 各相談事業所の困っているケースの共有・協議 • 研修会 • サビ管、サ責との交流会
福祉ふれあいサポーター部会	9回/年	社協、民児協代表、各障害団体、保健C、ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> • 安心安全快適なまちづくりフェスタへの参加 • 学区への啓発活動（4学区）
広報部会	5回/年	区役所、社協、通所施設代表、居宅事業所代表	<ul style="list-style-type: none"> • 中区障がい福祉サービスガイドブックの更新
ネットワーク部会	5回/年 (検討委員会含む)	協議会登録事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 研修会（ 防災、権利擁護、障害の理解、見学会 ） • 検討委員会（部会の内容検討、課題検討）
児童部会	6回/年（中区）	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 特定相談事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 学校との交流会の開催 • 中区福祉教育連絡会への参加 • 中区内小中学校福祉体験プログラムへの参加 • 研修会

【運営会議】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
運営会議	4回/年 (5,8,11,2月)	福祉課、保健C、社協、いきいきC、 民児協代表、各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源情報の集約 ・協議会の進捗状況確認 ・地域課題の整理・課題の抽出・検討

【全体会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
全体会	2回/年 (5月 11月)	協議会登録事業所	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一部</div> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画 活動報告 社会資源情報 制度施策情報 </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二部</div> <ul style="list-style-type: none"> 研修会 </div>

【あかもん〈精神障害者地域活動支援事業〉】

〈全体の方針〉

令和5年度は、運営委託契約の最終年度となる。再公募に向けた準備を行いながら引き続き、精神に障害のある方が安心した地域生活を送り、気軽に利用ができるような「居場所」「活動の場」作りを行う。

具体的な公募に向けた準備として7月に事務所の移転を予定しており、新しい環境に合わせたプログラムの見直しや移転先である「橘学区」との交流が図れるようにする。特に今後は「対話」を重視し、利用者があかもんでやりたいことを実現できるように毎月「プログラムミーティング」を行なうことで、利用者に満足感や達成感を感じてもらえるようにする。また、プログラムがない時間帯についても「交流」が図れる場になるよう見直しを行う。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する。
- ② 地域に根ざした事業運営に努める。
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する。

2 利用対象者（①又は②の該当者で、③に該当する方）

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神科・心療内科で治療中の方
- ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

- ① 精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する
- ② 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる「鶴舞こころのクリニック」との連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られる対応ができるような場所作りを行う。

4 事業の実施方針

（1）直接処遇業務

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務

- ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、面談やアンケート、「プログラムミーティング」など利用者のニーズを確認しながら決定する。

② 季節を感じられるようなプログラムを設定する

4月	ぬりえ（春）	
5月	食中毒勉強会 こいのぼり飾り	（外出）藤の花
6月	梅雨を感じる飾り（紫陽花など）	
7月	絵手紙（暑中見舞い） 七夕飾り	（外出）夏祭り
8月	ちぎり絵	
9月	防災訓練 十五夜飾り	（外出）美術鑑賞
10月	ハロウィンパーティー、お菓子作り 絵手紙（秋）	
11月	紅葉飾り	（外出）紅葉狩り
12月	クリスマス会、年賀状作り 感染症勉強会	
1月	絵手紙（寒中見舞い） 正月飾り	（外出）初詣
2月	節分飾り カレンダー作り①	
3月	防災訓練 カレンダー作り②	（外出）お花見

③ プログラム内容

音楽活動	「音楽鑑賞」「演奏会」等
体力作り	「散歩」「外出（地域イベントへの参加など）」
娯楽活動	「ゲーム」「動画鑑賞」
教養活動	「プログラムミーティング」「あかもんトーク」 「各種勉強会（食中毒・感染症）」
防災活動	「防災訓練（避難場所、避難方法や避難グッズの確認等）」
創作活動	「絵手紙」「折り紙」「ぬりえ」「ちぎり絵」「カレンダー作り」

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することで様々な人との交流を図る。
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し取り組む。

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に面談を実施することや年2回の定期的な面談を実施する。なお、対応が困難な事案については、障害者基幹相談支援センターや各専門機関に相談・連携し対応する。
- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につなげる。

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークを構築する。
- ② 区内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求める為の説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話や訪問を行う。
- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や連携を強化する。

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力する。
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の受け入れを行なうことで、ボランティアの育成につなげる。

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務

- ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行う。
- ② 地域の行事に参加すること等を通して「障害」の理解につなげる。
- ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行うことで「障害」の理解につなげる。
- ④ 普及啓発活動を実施するために、障害者基幹相談支援センターや鶴舞こころのクリニック、保健センターと3か月毎に会議を行ない、ピアサポーターの登録・育成について協議を行う。

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日、第2土曜日（10時30分～18時00分）

なお、地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日等の休日も営業する。

6 職員研修・人材育成

- ① 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、自立支援連絡協議会などが主催する研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする。
- ② あかもんにおいて知識や技能の向上を目的に2ヶ月毎に研修を実施する。
- ③ 障害者基幹相談支援センター、グリーンハウス、一歩と合同で事例検討会を2ヶ月毎（奇数月）に実施する。
- ④ 鶴舞こころのクリニックのデイケアに研修に参加することで、今後のあかもんの在り方について考える機会とする。

7 職員ミーティング

月2回（第1、第3水曜日）、あかもんのスタッフと障害者基幹相談支援センターのセンター長等が集まることで、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

8 運営委託期間終了に伴う次期公募への対応

令和5年度が運営委託契約の最終年度であるため、次期運営委託（委託期間：令和6年度～10年度）の公募に向けた準備を行う。

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや】

1 サービス

施設定員90名を効果的に運用し、長期利用への需要に応えるとともに、在宅生活を支援するための短期入所利用に的確に対応する。

(1) 生活支援（長期入所：設定定員80名）

ア 利用計画（医療型障害児入所施設、療養介護）

「名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針」に則り、公の施設の指定管理者としての使命を全うする。

通常枠（設定定員75名）の受入れでは、医療的ケアの度合いが高い重度の重症心身障害児者を中心に受入促進を図り、稼働率100%を目指す。

また、緊急枠（設定定員5名）を設け、関係機関等との連携のもと入所を必要とする方の状況を見極め、迅速かつ適切な受け入れを行う。

イ 入所調整会議

入所希望者からの相談に丁寧に対応しつつ、対象となる方からの利用申し込みを公平に受け付け、待機者名簿の厳正な管理のもと、空床が生じた際には、名簿掲載順に従い、公正かつ適正に入所候補者を選定し、市の入所調整会議に提出する。入所適当と判断された障害児者について迅速な受け入れを行う。

また、措置入所・一時保護等が必要なケースについては、児童相談所との調整を迅速かつ綿密に進め、利用者の最善の利益を損なうことのないよう、遅滞なく受け入れを行う。

(2) 在宅支援（短期入所：設定定員10名/空床利用）

利用日の属する月の前々月から、インターネット等により先着順で申し込みを受け付け、できる限り多くの方に利用いただけるよう丁寧な利用調整を行う。

また、緊急時の利用希望が寄せられた場合、背景や状況の的確な把握のもと利用可否について迅速に判断し可能な限り受け入れを行うとともに、利用困難と判断した場合には、代替手段の提示や確保協力を行う。なお、緊急時にも円滑な受け入れができるよう、平時からの短期入所の利用を促す。空床利用枠10名に対し70%以上の稼働率の確保を目指すとともに、利用者が安心、安全に過ごしていただけるよう、一人ひとりの特性に応じた適切なケアを行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の法的・行政的な取り扱いの見直し動向を注視しつつ、利用者の重症化リスクを常に念頭に置き、施設として必要な感染対策を明確にしたうえで、円滑な受け入れを行う。

【利用予定見込み数】

区 分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	60	120	
延利用件数(件)	65	780	
契約者数(人)	120	120	

2 職員の質の向上

障害の重度化等に対応し看護・生活支援を行う力を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野の活動を強化し利用者支援の充実を図る。

制度改正等の動向を注視し、医療、障害福祉サービスに係る最新情報の収集と必要な知識の習得に努め、職場への還元・浸透を図ることにより職員全体のレベル向上につなげる。

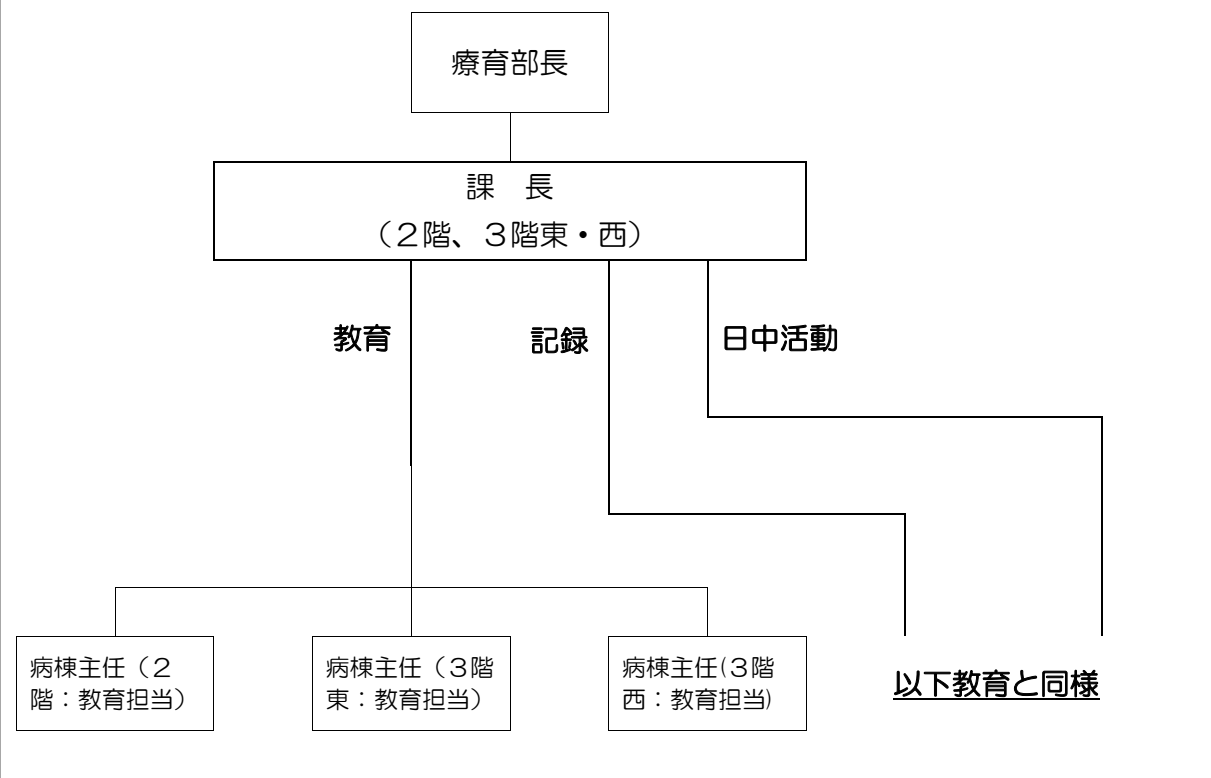
特に、令和5年度は、医療事故防止、虐待防止の取り組みを組織的に進め、職員の共通理解と主体的な行動につなげる。

教 育： 職員研修等を通じて、医療機関、福祉施設及び公の施設としての役割について基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。

記 録： 看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつきの抑制を図る。

日中活動： 利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い、利用者の生活の質の向上を図る。

■体制



3 課題への対応

管理業務の実施に当たり、名古屋市との緊密な連携を図るとともに、指定管理料の適切な管理と効果的な執行に努める。

また、利用者の健康観察を適切に行い、必要な医療、看護、介護を提供するとともに、感染対策に細心の注意を払いつつ、療育・日中活動や保護者との交流に関しては、可能な限り柔軟な対応を視野に入れながら、利用者、保護者の満足度向上を追求する。

令和5年度は、重点課題として以下の4点に注力して取り組む。

(1) 新型コロナウイルスを取り巻く社会情勢の変化への対応と感染対策の徹底

新型コロナウイルスの法制度上の取り扱いが見直される中、重症化リスクが高いとされる利用者が多く入所する当施設にあっては、感染対策のあり方について慎重に判断を行う必要がある。

国の対策方針、他施設の対応状況等について、逐次、詳細な情報収集を行いながら、当施設としての感染対策について適宜適切にその方針と具体策を明らかにしていく。特に、面会、外出、行事、短期入所受け入れ等のあり方について、保護者との意見調整も行いながら適切に判断を行っていく。

一方、コロナ禍において、日中活動スタイルの多様化、オンラインでの面会、動画の編集と配信、メール・アプリによる連絡網の導入、タブレット端末の活用等、新たな取り組みが進んだ。これらは、利用者個々の特性に合わせた療育活動の実践、来所困難な保護者への交流機会の提供、迅速な情報発信環境の整備などの点で有効性が認められることから、取り組みの効果と課題を検証し、一層の支援充実へと繋げる。

さらに、感染症発生時に必要性、優先度の高い業務を選択、集中して実施するための業務継続計画の内容について総点検を行い、平常時からの備えを強化する。

(2) 事故防止の推進

医療安全管理体制の充実を進める中、令和4年度、「誤薬」や「骨折」の事案が複数回にわたり発生する事態に至った。

こうした状況を重く受け止め、利用者や保護者の方々に安心していただける医療、ケア、介護の実現に向け、以下の項目に重点的に取り組むこととする。

① 骨折予防対策の推進

多職種によるタスクチームを立ち上げ、既発事例の分析検証、再発防止策の具体化を進める。

② 誤薬防止対策

与薬に関する基本手順について、組織的な確認、検証作業を定期的に行うことをルール化し、ヒューマンエラーを招かない環境を整備する。

③ RCA 分析の定着

事故の真因を探り、実効性のある再発防止策の構築に有効といわれる「RCA 分析」について、実践的な研修を実施する。

④ 医療事故等の情報開示

令和4年度に策定した事故等公表基準に則り、包括的公表、統計的公表を行い、安心して信頼いただける医療、ケア、介護を目指す。

(3) 虐待防止の推進

令和2年度に発生した虐待事案について、未然防止策の不備や事後対応の遅延等に厳しい指摘を受けることとなった反省点をふまえ、その教訓を風化させることのないよう各種取り組みを持続、深化させる。

令和4年度に策定した「虐待防止ガイドライン及び発生時対応マニュアル」の継続的な周知、セルフチェックによる「振り返り」の定期的な実施に加え、身体拘束に関する検証、日常のケアや介護に潜むリスクに気づくためのグループ研修等を通じ、組織全体の支援の質の向上、職員の主体的な改善行動につなげ、人権感覚に優れた職場風土を目指す。

(4) 地域・在宅相談支援の充実

令和4年度、名古屋市が実施した「重症心身障害児者実態調査」において明らかにされた、在宅の重症心身障害児者や障害者福祉サービス事業所等の相談支援ニーズに対し、当施設としての対応の方向性を早急に明らかにする。

とりわけ、相談支援ネットワークの構築や地域支援者・保護者向けの研修の充実などについては、従来の取組みの加速と深化を図ることで対応を進める。

また、緊急利用ニーズへの対応については、当施設での受入れ要件を明確化したうえで、公の施設としての役割を果たすよう努めるとともに、ネットワーク全体の対応力の向上のため、社会資源の情報集約と調整力の向上の両面で一層の努力を行う。

とりわけ、県下の重症心身障害児者施設との既存のネットワークの強化をはじめ、基幹相談支援センターとの緊密で顔の見える関係構築に努め、重症心身障害児者の支援に実績がある相談支援事業所や障害福祉サービス事業所との関係構築に注力し、支援ネットワークの拡大に中心的な役割を果たす。

令和6年度からの支援事業の本格実施を視野に、令和5年度当初から施設内に「地域・在宅相談支援センター準備室(仮称)」を設置し、事業化に向けた企画調整業務を本格化させる。

4 委員会活動

部署や職種横断的なメンバーで構成する「委員会」を設置し、その活動を通して利用者の安心・安全の保障とサービスの向上を図り、保護者の皆様をはじめ関係各方面からの信頼に応える施設運営を目指す。

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和5年度)
医療安全管理	11回	<p>インシデントや医療事故の評価分析と再発防止の取組みを通じ、医療・ケアの質の維持・向上を図り、適切な医療安全管理体制の構築と安全な医療の提供を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨折防止タスクチームの組織化(事例分析と対策立案) ・ 職員研修(全職員対象)2回 ※RCA分析含む ・ 介護リフト、医療ガス、診療放射線安全研修 各1回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 医療事故等公表基準に基づく情報開示の実施管理
感染対策	11回	<p>感染予防、再発防止及び感染拡大防止など感染対策の徹底と、職員への組織的な教育・啓発を含め、施設における感染対策の進行管理を総括する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の感染症把握とワクチン接種状況の管理徹底 ・ 職員研修、手洗いチェック(全職員対象)各2回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 感染症発生時の業務継続計画の点検、見直し
虐待防止	18回	<p>虐待防止の取組みと発生時対応の厳正実施について、マニュアルに則り組織的進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制整備チェック、職員セルフチェック 各2回 ・ 職員研修(新規採用者、全職員対象)各1回 ・ 「気づき」を重視したグループワーク形式の研修実施
身体拘束適正化	6回	<p>施設が定める「身体拘束をしないための指針」に則った適切なケアの実施状況について進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修(新規採用者、全職員対象)各1回 ・ 個別事例検討を通じた状況点検

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和5年度)
栄養・給食	11回	<p>栄養部門の運営と関連部門との連携を円滑にし、栄養管理、食事・献立管理、食事提供管理、衛生管理、サービス向上の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の適切な栄養管理を行うための NST（栄養サポートチーム）会議を開催 36回 ・ 嚥下状態の観察・評価を行うための DST（摂食嚥下サポートチーム）会議を開催 24回 ・ 嚥下造影検査の受診円滑化のための関係マニュアルの見直し
褥瘡対策	10回	<p>褥瘡及び合併する感染予防対策に関する事項を検討し、施設として必要な取り組みの進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（新規採用者、医療従事者対象）各1回 ・ 褥瘡防止の観点からの車いすの日常点検に関する多職種ワーキングの実施
防災対策	12回	<p>消防計画に基づき、消防設備の点検管理や自衛消防組織の運営、職員への教育・訓練活動等を総括するとともに、地域、近隣施設と防災上の連携を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練 12回（うち総合訓練2回、夜間想定訓練1回、風水害想定訓練1回、きずなネット配信訓練1回以上含む） ・ 訓練内容を踏まえたアクションカードの作成
行事	18回	<p>行事の企画・運営を総括し、利用者のアメニティ向上を図るとともに保護者、支援者及び地域社会との交流を促進し共生社会の実現に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内小イベントの企画、実施（7月） ・ ティンクルまつり（家族・地域交流型イベント）（秋頃） ※感染状況により、リモート・イベント企画も想定
広報	6回	<p>保護者をはじめ関係機関や地域の人々に向けた、効果的で訴求力のある情報発信を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを活用した情報発信（スタッフブログの随時更新、動画コンテンツの充実等） ・ ティンクルなごや通信の発行 2回

ティンクルなごや・組織案件について(令和5年4月1日)

1 療育部の組織改正

- (1) 「療育アドバイザー」を令和5年4月1日から6月間設置し、現・療育部長を任命する。
- (2) 療育部長には、療育課長のうちから1名を昇任させる。
- (3) 療育課長は2名体制とし、2階病棟、3階病棟をそれぞれ1名が担当する。
※3階病棟は東、西を当分の間一元管理
- (4) 療育課長2名体制は暫定措置とし、課長人材が確保できた段階で3名体制に復元させる。
- (5) 措置(4)の間、3階東及び3階西の各病棟に1名ずつ、「課長代行」として主任級職員を加配する。

2 地域・在宅相談支援体制の整備に向けた準備体制

- (1) 在宅の重症心身障害児者とその家族、及び地域の障害福祉サービス事業所や相談支援機関の後方支援機関として、令和6年度当初を目途に「地域・在宅相談支援センター」を立ち上げる。
- (2) 令和5年度は、地域のネットワーク構築に向けた取組みを具体化、加速化するための「準備室」を設置する。
- (3) 準備室の組織として「企画マネジャー」と「室長」を置く。
- (4) 企画マネジャーは次長が兼務し、療育部門、総務部門との連携のもとに事業構築を図る。
- (5) 室長には重症心身障害児者の支援経験が豊富な人材を内部登用する。
- (6) 室長は課長級とし、総務部・相談支援担当課長（新設）を兼務させることにより、短期入所事業や長期利用にかかる調整業務との一体的な運用を担保する。
- (7) 総務部相談員2名については、準備室付けに配置替えし、総務部相談員を兼務させる。

ティンクルなごや 組織図 (令和5年4月1日～)

